

東村山市保育料等審議会条例

平成14年3月28日

条例第7号

(設置)

第1条 保育料等の適正化を図るため、東村山市保育料等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、保育料及び児童クラブ費の適正な額等について審議し、答申する。

(構成)

第3条 審議会は、市民及び学識経験者等の中から市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

一部改正〔平成20年条例25号〕

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第25号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。